

2018年11月7日

各 位

株式会社北洋銀行

指名・報酬等経営諮問委員会の設置について

北洋銀行は、本日開催の取締役会において、コーポレートガバナンス態勢のより一層の強化を図るため、従来の「グループ報酬委員会」に代えて新たに「指名・報酬等経営諮問委員会」を設置することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 設置の目的

指名・報酬等経営諮問委員会は、取締役会の諮問機関として、役員の指名・報酬ほか経営に関する重要な事項について協議・決定・答申を行うことにより、独立社外役員の適切な関与・助言の機会を確保し、取締役会機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的とします。

2. 委員会の役割（主な協議事項等）

- (1) 取締役の報酬等に関する事項
- (2) 取締役および監査役の選任・解任（株主総会決議事項）に関する事項
- (3) 代表取締役および役付取締役の選定・解職に関する事項
- (4) 最高経営責任者の後継者計画に関する事項
- (5) その他経営に関する重要な事項

3. 委員会の構成

独立社外取締役、独立社外監査役、代表取締役、および取締役会が選定するその他の取締役で構成し、委員の過半数を独立社外役員が占めるものとします。委員長は独立社外取締役の中から委員の互選により選任いたします。

4. 委員会の設置日

2018年11月7日

以 上